

江南市下水道事業 使用料改定の検討に向けて

使用料改定の考え方について

江南市 下水道課



目次

1 下水道の現状分析	2
<hr/>	
2 下水道使用料制度等の概要	22
<hr/>	
3 使用料改定を行う際の基本事項	27
<hr/>	
4 新しい下水道使用料体系の検討	34
<hr/>	

1 下水道事業の現状分析

1 下水道事業の現状分析

1.1 比較団体一覧

- 現在入手できる最新データである、令和元年度のデータで比較します
- 令和2年度に実施した現状分析と同様の8団体を比較団体とします
- 平成30年度～令和元年度に法適用した団体が多く、本市と同様非適用の団体は大口町・武豊町の2つです。また、みよし市については令和元年度に「Bc2」から「Bc1」へ変更されています

比較団体一覧

	近隣市町			類似団体(区分:Bc2)		
団体名	江南市	Bc2	法非適用 (令和2年度より法適用)	江南市	Bc2	法非適用 (令和2年度より法適用)
	犬山市	Bd1	令和元年度より法適用	長久手市	Bc2	平成30年度より法適用
	岩倉市	Bb2	令和元年度より法適用	みよし市	Bc1	令和元年度より法適用 令和元年度はBc1へ変更
	大口町	Cc2	法非適用	東郷町	Bc2	令和元年度より法適用
	扶桑町	Cb3	令和元年度より法適用	武豊町	Bc2	法非適用

比較団体の選定基準 ※現状分析時の基準を再掲

➤ 近隣市町の選定基準

五条川右岸流域下水道を利用しており、法非適用(平成29年度時点)である団体。

➤ 類似団体の選定基準

江南市は、総務省が経営比較分析表(平成28年度)を公表するにあたり示した類似団体区分のうち、現在処理区域内人口3万人以上10万人未満かつ現在処理区域内人口密度1haあたり50人以上75人未満かつ供用開始後年数30年未満の

「Bc2」に該当しており、類似団体は「Bc2」に該当する団体の中から処理区内人口が江南市に近い愛知県内の団体を選択。

※法適用とは、地方公営企業法の適用を受けていることであり、一方、地方公営企業法の適用を受けていないことを法非適用といいます。

※本市は、令和2年度より法適用(財務規定のみ)しています。

1 下水道事業の現状分析

1.2 比較団体一覧

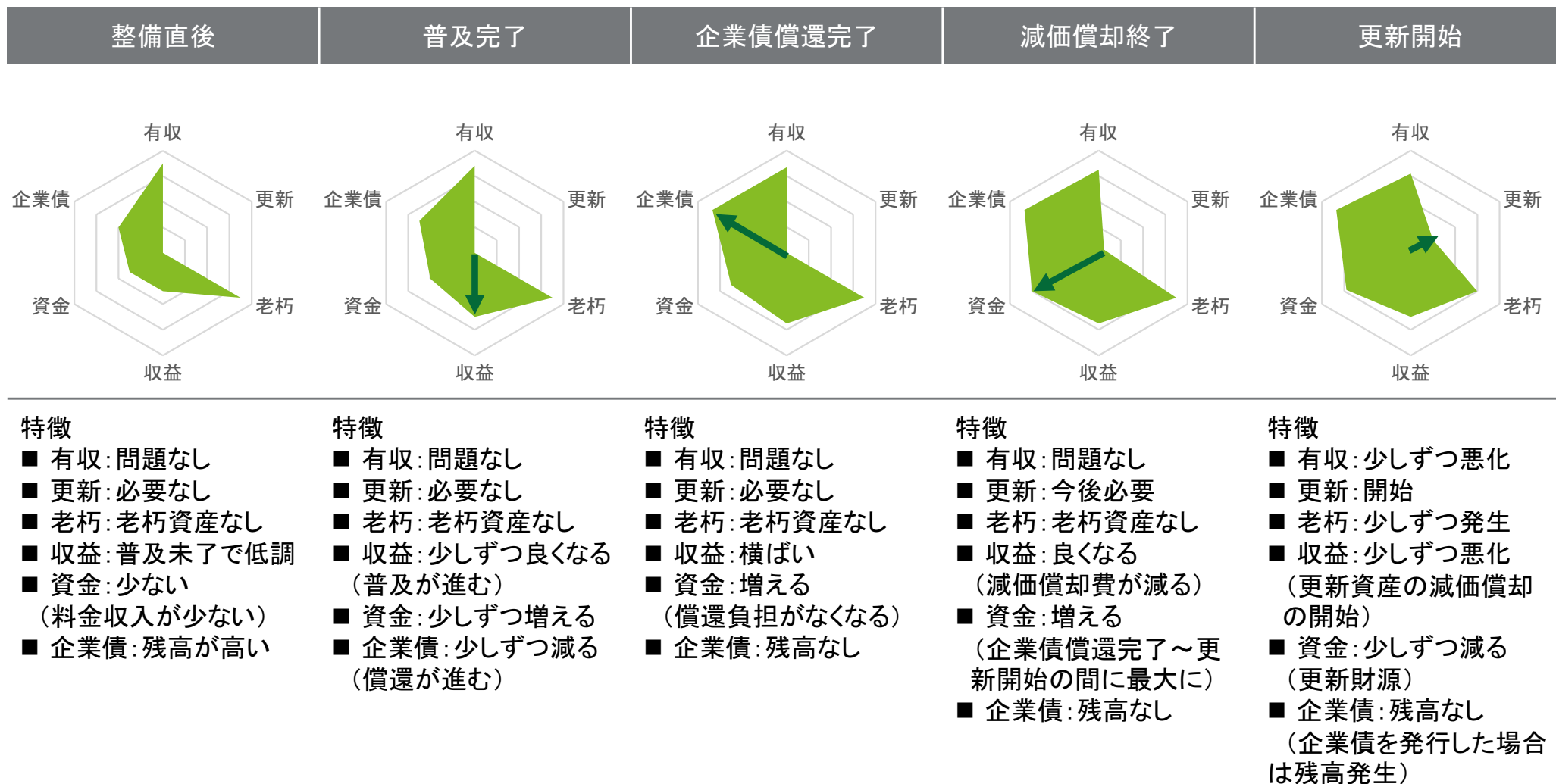
各団体の基礎データ

	区分	集約区分	処理区域内人口(人)	処理区域面積(ha)	処理区域内人口密度(人/ha)	ポンプ場数(ヶ所)	普及率(%)	排除方式	供用開始年月
江南市	Bc2		41,009	637	64	0	40.8	分流式	平成14年8月
犬山市	Bd2	↑ 近 隣 市 町 ↓ ↑ 類 似 団 体 ↓	50,569	1,086	47	0	68.6	分流式	平成元年10月
岩倉市	Bb2		32,384	378	86	0	67.4	分流式	平成7年2月
大口町	Cc2		21,089	559	38	0	87.1	分流式	平成8年1月
扶桑町	Cb3		15,580	248	63	0	44.7	分流式	平成19年4月
長久手市	Bc2		53,586	755	71	1	90.1	分流式	平成8年10月
みよし市	Bc1		48,200	928	52	4	79.0	分流式	昭和62年11月
東郷町	Bc2		35,306	512	69	1	80.1	分流式	平成9年4月
武豊町	Bc2		34,394	655	53	3	78.9	分流式	平成3年4月

(令和元年度末時点)

1 下水道事業の現状分析

1.3 経営状況の推移



1 下水道事業の現状分析

1.4 投資計画に関する指標(①普及率)



■ 進捗率

✓ 下水道の整備がどの程度進んでいるか。

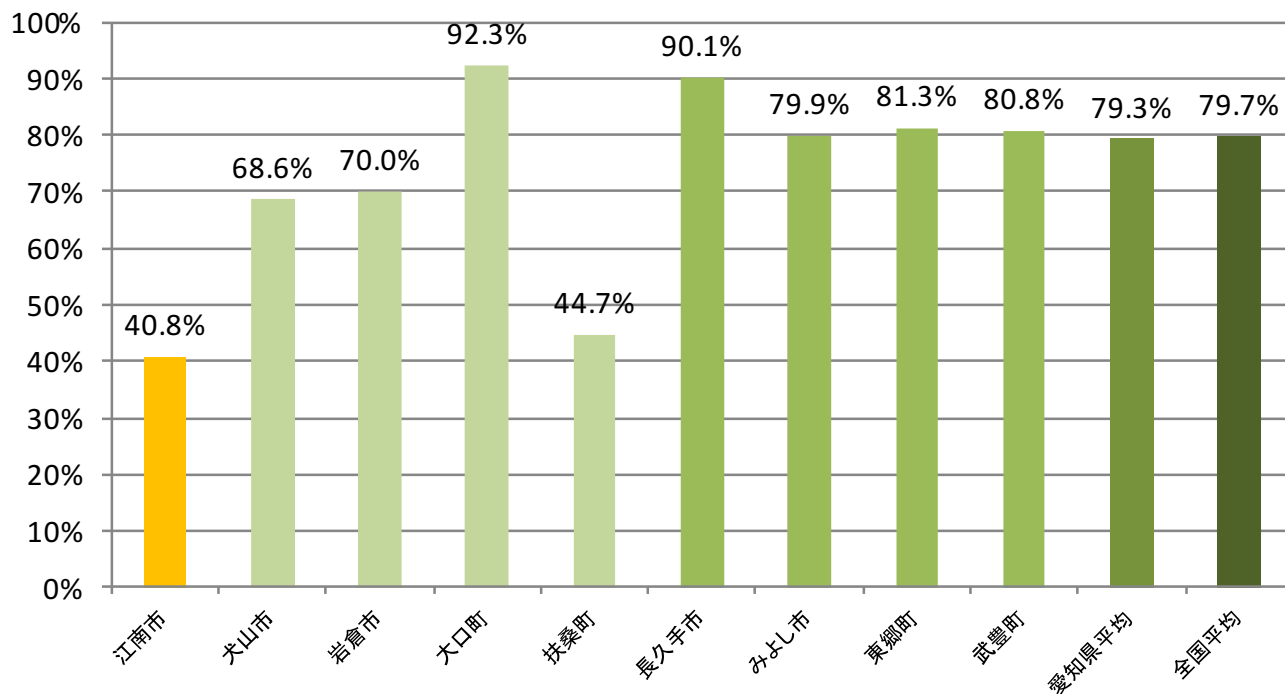
□ 普及率(%) = 現在処理区域内人口 ÷ 行政人口 × 100

【指標の意味】

行政人口に対する下水道が利用できる地域の人口の割合を表した指標。

数値が高い場合は、下水道の整備が進んでいることを示す。

① 普及率



- ①普及率は、供用開始年月が遅く、近年まで整備面積が少なかったため、比較団体、愛知県平均および全国平均と比較すると低い水準にあります。

(出典: 令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.5 投資計画に関する指標(②管渠老朽化率)



■ 更新

✓ 施設の老朽化がどの程度進んでいるのか。

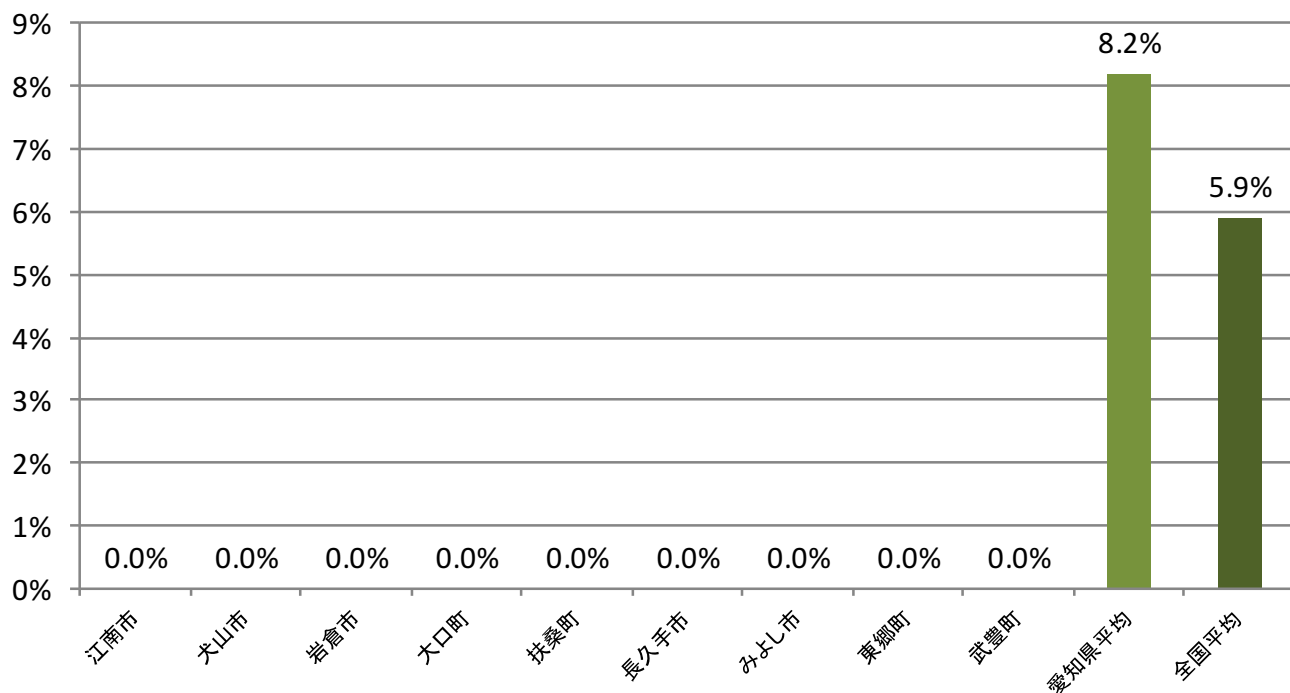
□ 管渠老朽化率(%)=法定耐用年数を超過した管渠延長÷下水道布設延長×100

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標。

一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の更新等の必要性を推測することができる。

②管渠老朽化率



■ ②管渠老朽化率は、算出不能な法非適用団体のため0%となっておりますが、供用開始年月が遅いため老朽化が進んでいません。

(出典：令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.6 投資計画に関する指標(③管渠改善率)



■ 更新

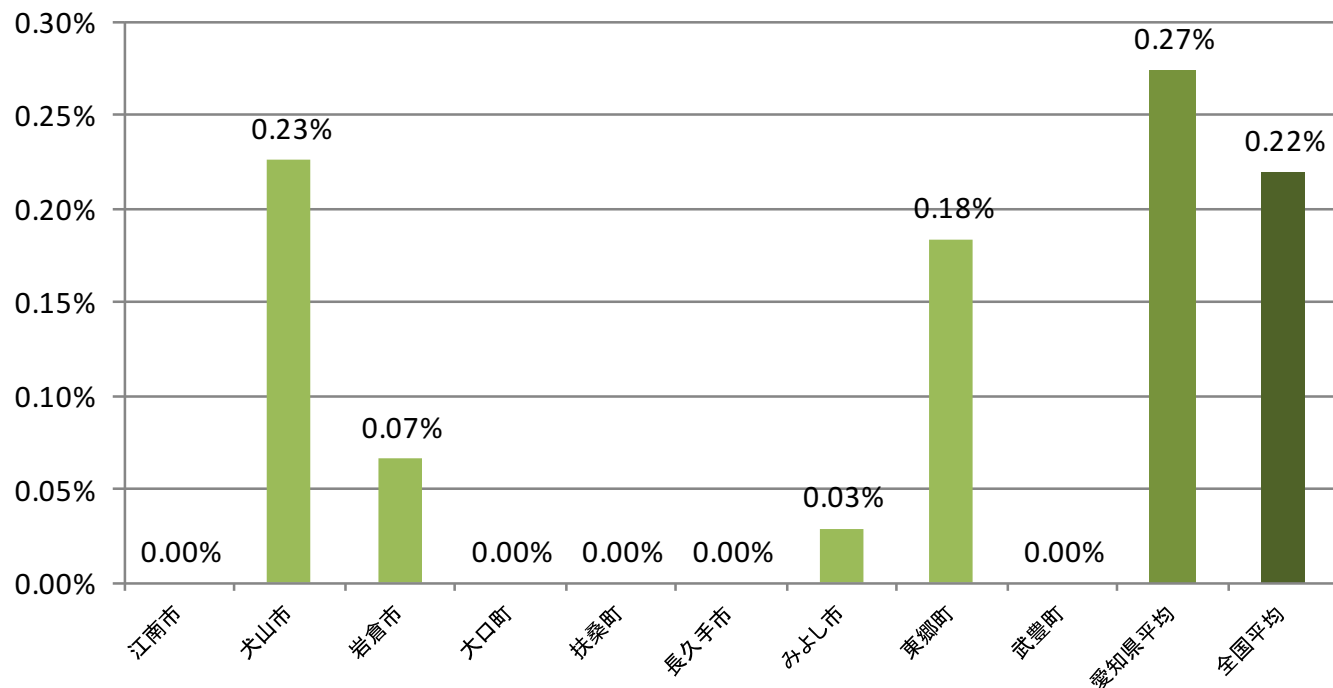
✓ 施設の更新は適正なスピードで行われているか

□ 管渠改善率(%) = 改善(更新・改良・維持)管渠延長 ÷ 下水道布設延長 × 100

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。一般的に、数値が高い場合は、管渠の改善が進んでいることを示す。

③ 管渠改善率



■ ③管渠改善率は、供用開始年月が遅く、管渠の老朽化が進んでいないため、0%となっています。

(出典: 令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.7 投資計画に関する指標(④有収率)



■ 収益性

✓ 公営企業として健全な経営を行えるだけの収益性が確保されているか

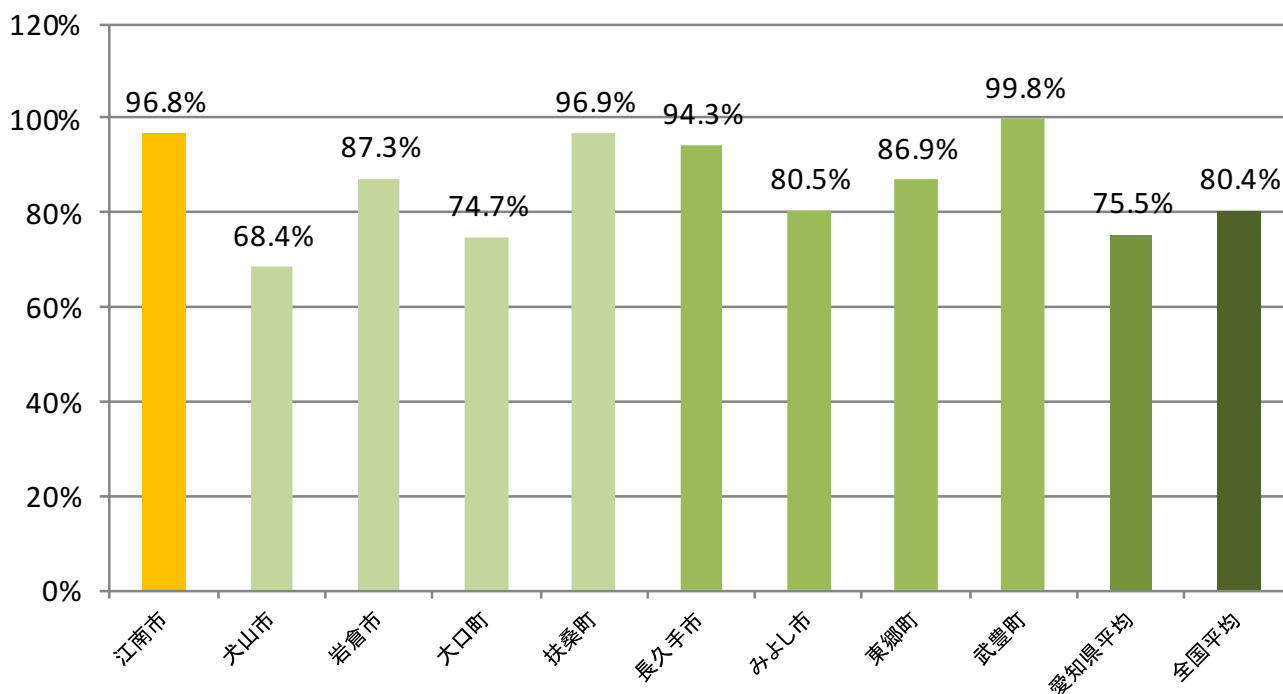
□ 有収率(%) = 年間総有収水量 ÷ 年間総排水量 × 100

【指標の意味】

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。

100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言える。

④有収率



■ ④有収率は供用開始年月が遅いことや五条川右岸浄化センターに比較的近いこともあり、比較団体、愛知県平均および全国平均と比較すると高い水準にあります。

(出典：令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.8 投資計画に関する指標(⑤水洗化率)



■ 施設効率

✓ 施設の稼働が料金収入につながっているか

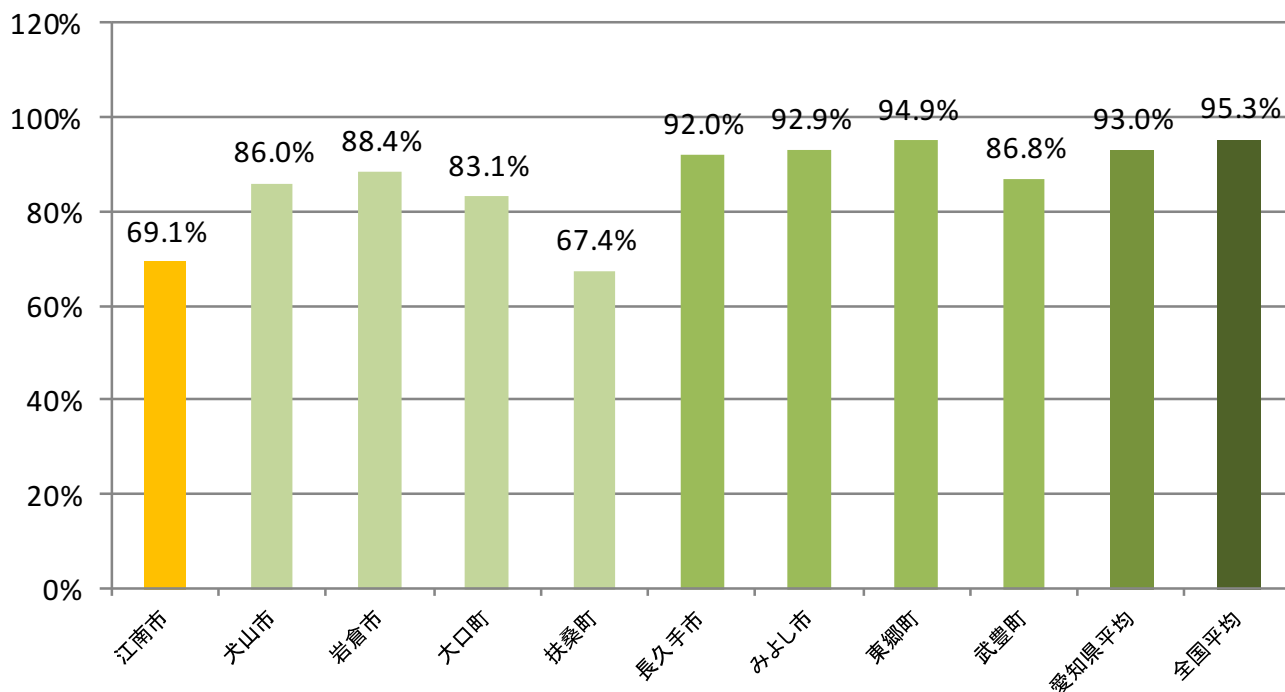
□ 水洗化率(%)=現在水洗トイレ設置済人口÷現在処理区域内人口×100

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗トイレを設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。

数値が高い場合は、水洗化が進んでいることを示す。

⑤水洗化率



■ ⑤水洗化率は下水道整備後の経過年数が短いこともあり、比較団体、愛知県平均および全国平均と比較すると低い水準にあります。

(出典: 令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.9 財政計画に関する指標(⑥経費回収率)



■ 収益性

✓ 公営企業として健全な経営を行えるだけの収益性が確保されているか

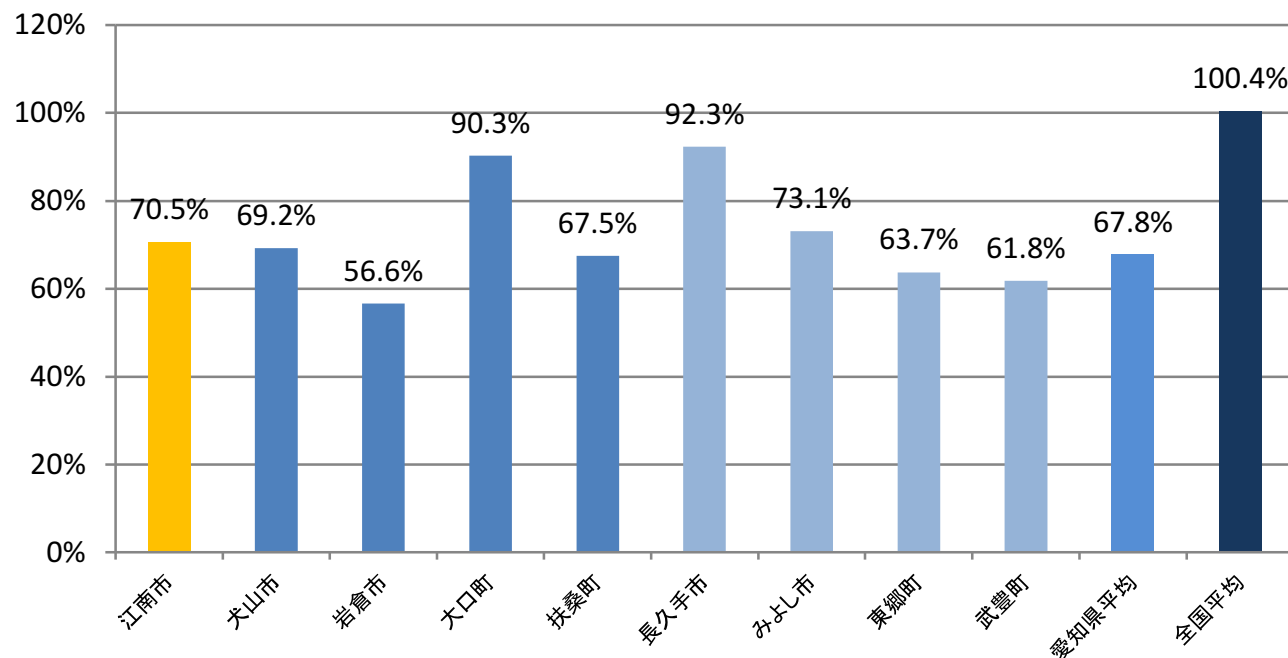
□ 経費回収率(%) = 下水道使用料 ÷ 汚水処理費(公費負担分を除く) × 100

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。

回収率が高いほど料金の収益性が良く、100%を下回っている場合は、汚水処理にかかる費用を使用料収入以外で賄っている状態を示す。

⑥経費回収率



- ⑥経費回収率は比較団体と比較するとやや低い水準にあります。
- 全国平均と比較すると低い水準にあります。

(出典: 令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.10 財政計画に関する指標(⑦使用料単価)



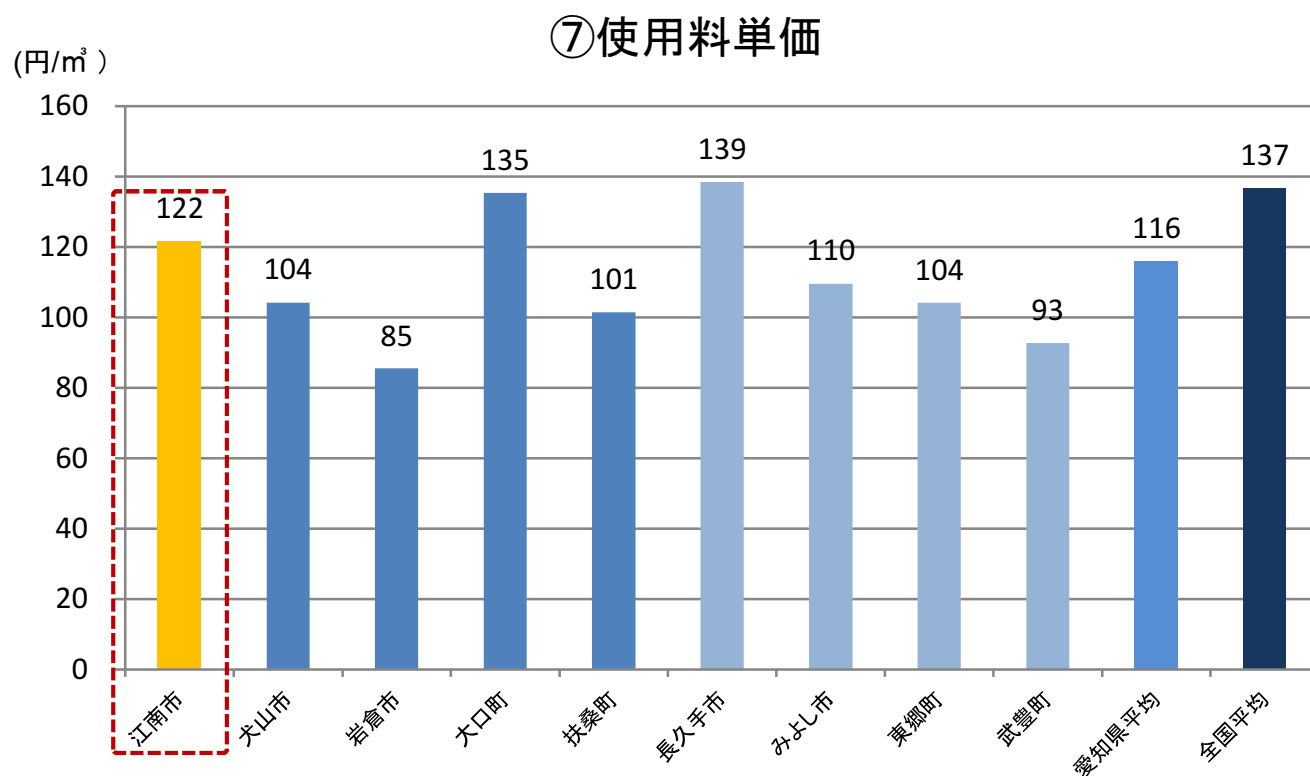
■ 収益性

✓ 公営企業として健全な経営を行えるだけの収益性が確保されているか

□ 使用料単価(円/m³)=下水道使用料÷年間有収水量

【指標の意味】

有収水量1m³あたりの使用料収入を表した指標。下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われている。



■ ⑦使用料単価は比較団体、愛知県平均と比較すると高い水準にあります。一方、全国平均と比較すると低い水準にあります。

■ 江南市は企業会計移行(法適用)前の打切決算の影響で、未収金計上された下水道使用料2か月分を足し戻して計算しています。

(出典: 令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.11 財政計画に関する指標(⑧汚水処理原価(公費負担分除く))



■ 収益性

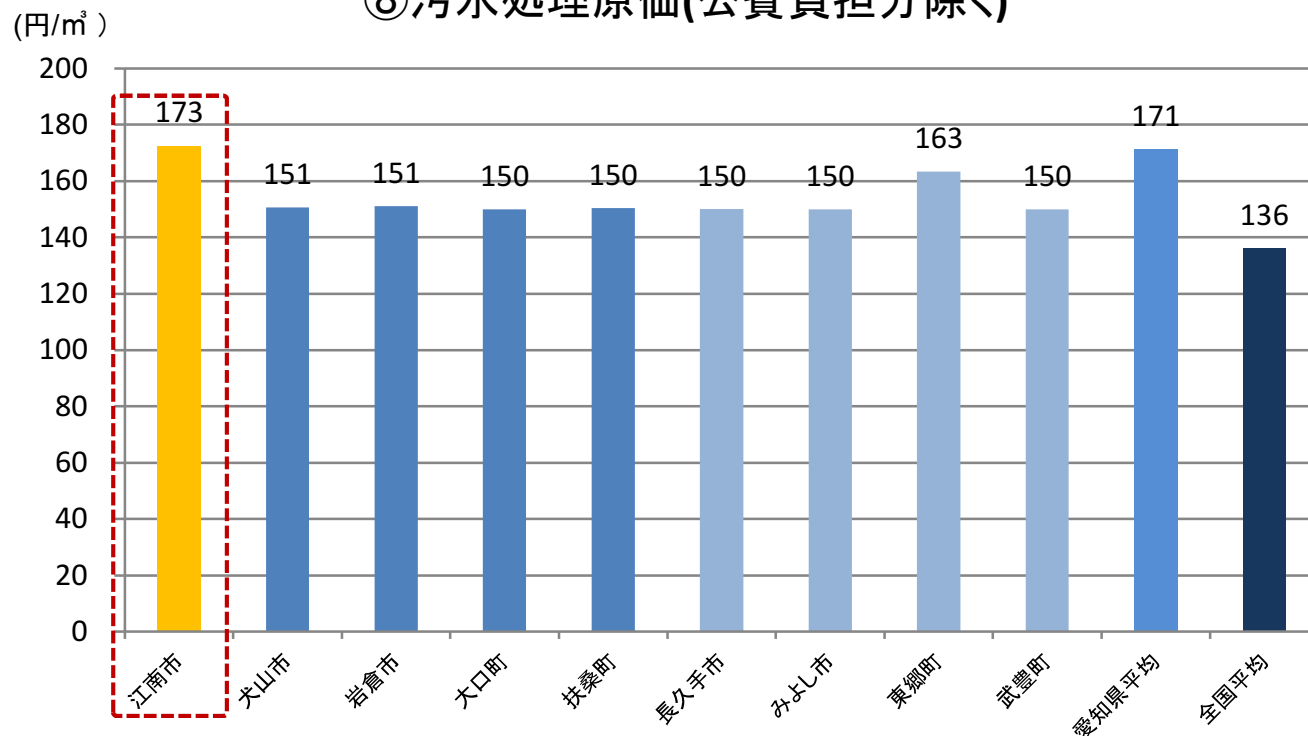
✓ 公営企業として健全な経営を行えるだけの収益性が確保されているか

□ 汚水処理原価(公費負担分除く)(円/m³)=汚水処理費(公費負担分除く)÷年間有収水量

【指標の意味】

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。明確な数値基準はないが、比較団体と比較して高ければ、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要。

⑧汚水処理原価(公費負担分除く)



■ ⑧汚水処理原価(公費負担分除く)は、比較団体、愛知県平均および全国平均と比較すると高い水準にあります。

■ 江南市は企業会計移行(法適用)前の打切決算の影響で、未払金計上された原価を足し戻して計算しています。

(出典: 令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.12 財政計画に関する指標(⑨汚水処理原価(フルコスト))



■ 収益性

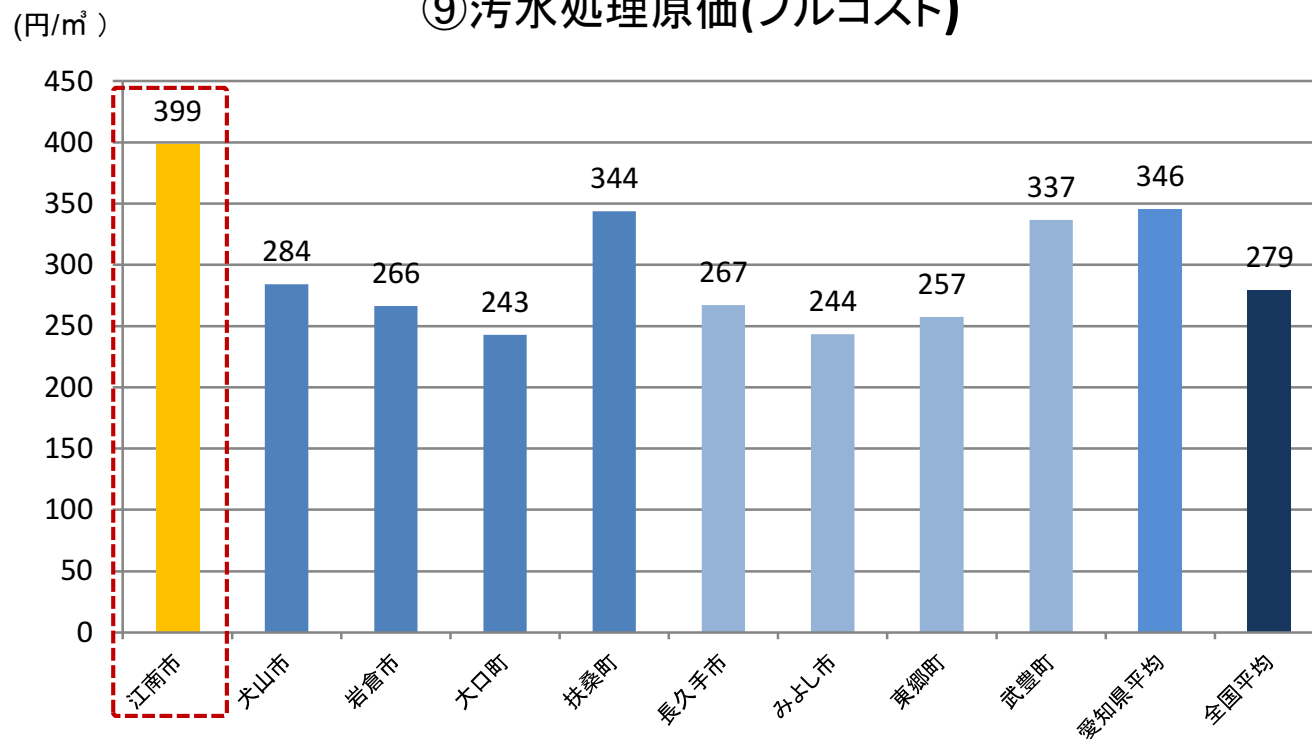
✓ 公営企業として健全な経営を行えるだけの収益性が確保されているか

□ 汚水処理原価(フルコスト)(円/m³)=汚水処理費(フルコスト)÷年間有収水量

【指標の意味】

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。明確な数値基準はないが、比較団体と比較して高ければ、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要。

⑨汚水処理原価(フルコスト)



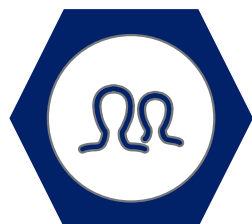
■ ⑨汚水処理原価(フルコスト)は分流式排除方式などに要する経費が高いため比較団体、愛知県平均および全国平均と比較すると高い水準にあります。

■ 江南市は企業会計移行(法適用)前の打切決算の影響で、未払金計上された原価を足し戻して計算しています。

(出典: 令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.13 財政計画に関する指標(⑩繰入金対使用料割合)



■ 繰入金

✓ 一般会計繰入金にどの程度依存しているか

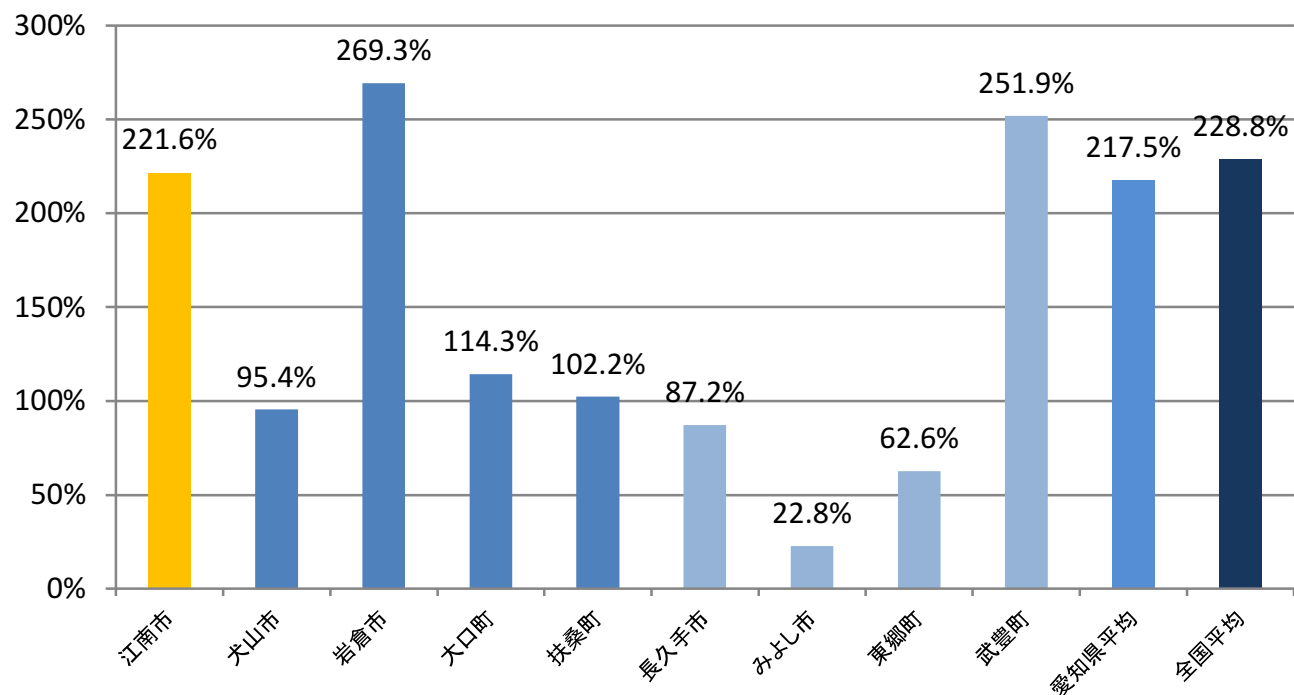
□ 繰入金対料金収入比率(%) = 繰入金 ÷ 料金収入 × 100

【指標の意味】

使用料収入に対する一般会計繰入金の合計の割合を表す指標。

数値が高い場合は、一般会計繰入金に依存している割合が高いことを示す。

⑩繰入金対使用料割合

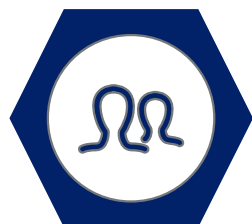


■ ⑩繰入金対使用料割合は比較団体、愛知県平均と比較すると高い水準にあります。

(出典：令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.14 財政計画に関する指標(⑪1人当たり企業債残高)



■ 企業債

✓ 将来世代に過大な負担を残していないか

□ 1人当たり企業債残高(千円/人) = 企業債残高 ÷ 現在処理区域内人口

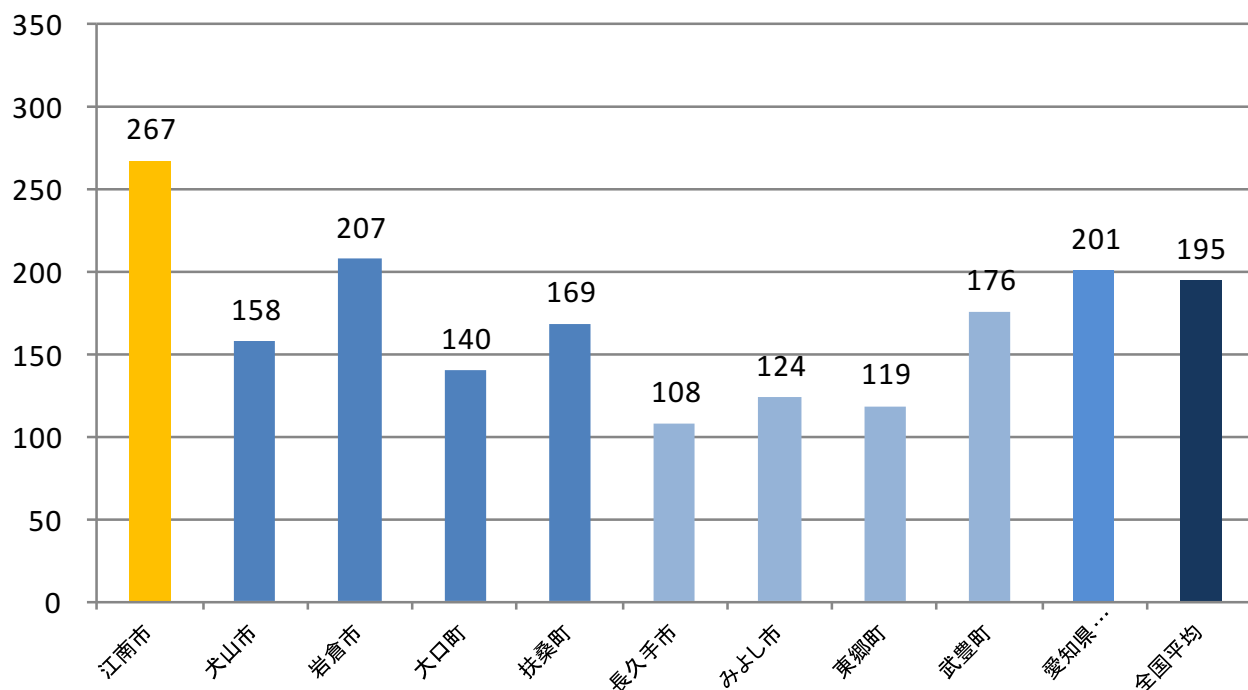
【指標の意味】

現在処理区域内の1人当たりの企業債の負担額を表す指標。

数値が高い場合は、企業債残高が高いことを示し、将来世代に負担を残していることを示す。

⑪1人当たり企業債残高

(千円/人)



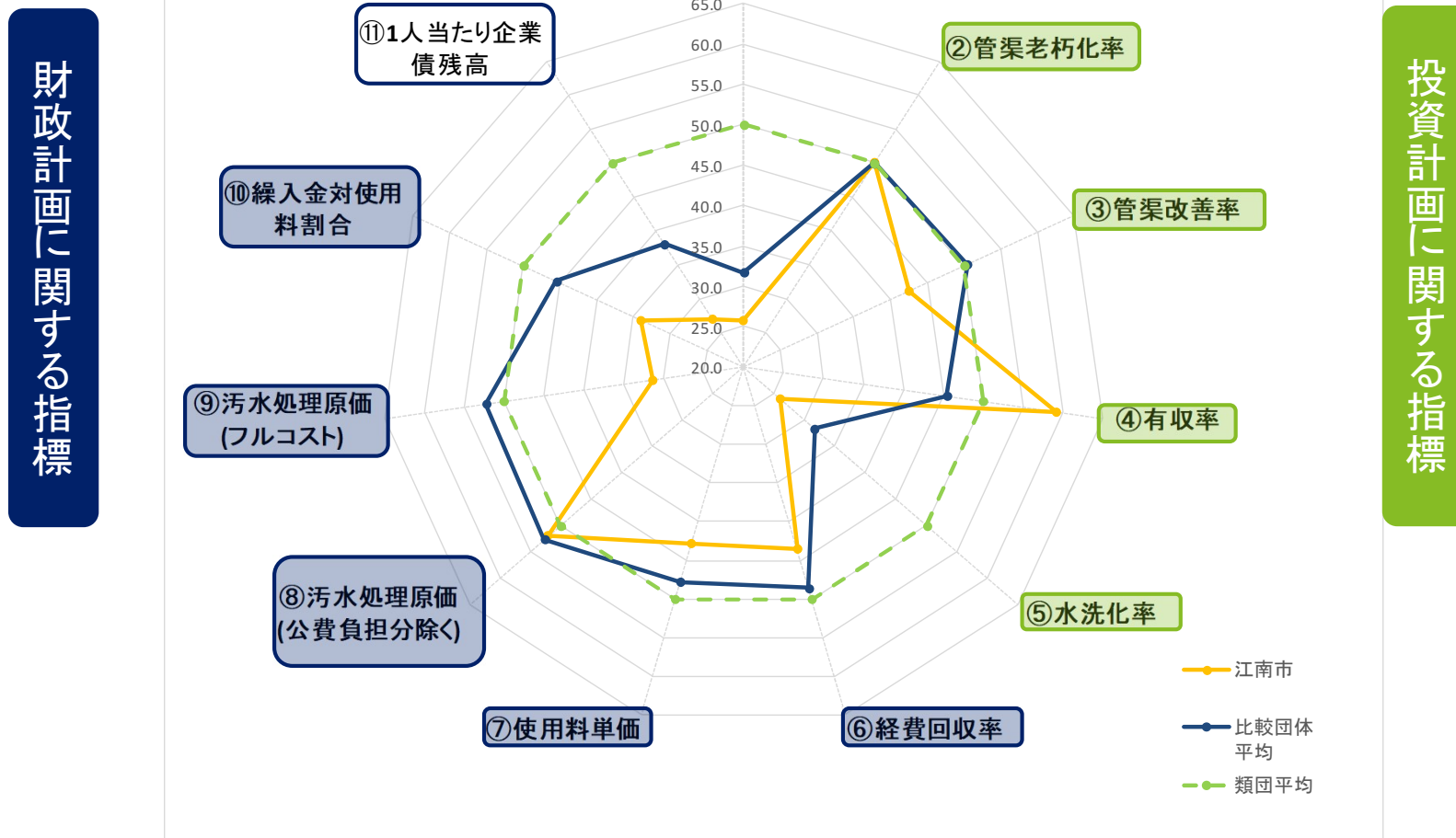
■ ⑪1人当たり企業債残高は比較団体、愛知県平均および全国平均と比較すると高い水準にあります。

(出典：令和元年度地方公営企業年鑑実績)

1 下水道事業の現状分析

1.15 経営指標による比較

本市の現状は、比較団体平均に対し、④有収率、⑧汚水処理原価(公費負担分除く)については良い状態にあります。一方、上記以外の指標については、劣った状態にあります。



※チャート上の差異は偏差値の差異であり、絶対値ではありません。

※偏差値は比較団体平均を基準値としており、高いほど良い状態を表し、絶対値の多寡とは連動していません。

1 下水道事業の現状分析

1.16 投資計画に関する分析

本市の現状を総括すると以下の通りです

- 供用開始年月が遅いため、「①普及率」が**比較団体と比較して低い**状況です。
- 老朽化の指標である「②管渠老朽化率」は、供用開始年月が遅いため、問題とはなりません。また、同じ理由で当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標である「③管渠改善率」についても、現在は更新の必要性が低いため、低い状況です。
- 施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である「④有収率」については、比較団体との比較では高い状況にあり、施設の稼働状況が効率的に収益に反映されている状況です。
- 現在処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続して汚水処理している人口の割合を表した指標である「⑤水洗化率」については**比較団体と比較して低い**状況です。現状では、公共下水道事業は整備過程にあることから整備計画に伴い更なる投資が必要であるとともに、水洗化率を高め、投資に対する回収を進める必要があります。

1 下水道事業の現状分析

1.17 財政計画に関する分析

- 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である「⑥経費回収率」は比較団体と比較してやや低い水準にあります。これは有収水量1m³あたりの使用料収入を表した指標である「⑦使用料単価」が**比較団体と比較して高い水準**だが、汚水を1m³処理するのにかかるコストである「⑧汚水処理原価(公費負担分を除く)」が**比較団体と比較してより高い水準**であるためです。
- また、汚水処理原価について公費負担分を考慮したフルコストでみると「⑨汚水処理原価(フルコスト)」が**比較団体と比較して高く、費用がかかっている**状況です。
- 使用料収入に対してどの程度一般会計から繰入金をもたらしているかを示す「⑩繰入金対使用料割合」は比較団体を上回っており、さらに現在処理区域内の1人当たりの企業債の負担額を表す指標である「⑪1人当たり企業債残高」も比較団体を上回っていることから、**本市は繰入金(税金)および企業債への依存度が高い**ことにより、収益性を維持しているといえます。

1 下水道事業の現状分析

1.18 経営戦略で定めた料金改定額・率について

経営戦略で定めた料金改定額

時期	使用料単価 (税込)	使用料単価 (税抜※)	改定率
現在 (H30年度)	120円/m ³	109円/m ³	-
R5	135円/m³	123円/m³	12.5%
R9	150円/m³	136円/m³	25.0%

- ✓ 昨年度策定した経営戦略では段階的な料金改定を実施し、**R9年度に使用料単価150円/m³**となる計画としています。
- ✓ 上記使用料単価は国が示す目安水準であり、高資本費対策の基準内繰入を活用する場合に必要な水準でもあります。
- ✓ 国が示す目安水準は税抜金額ですが、昨年度の経営戦略策定委員会では**税込金額(=市民が負担する金額)**として議論してきました。
- ✓ そのため税抜・税込のギャップが生じ、経営戦略で定めた使用料単価**150円/m³**では国が示す目安水準を満たさないこととなります。
- ✓ 今後は下水道事業を取り巻く環境の変化に応じて、経営戦略と共に使用料単価についても見直していきます。

料金改定額決定時の留意点 (第5回経営戦略策定委員会 資料1「下水道使用料改定案の見直しについて」より一部抜粋)

(1) 改定率

- ・大幅な使用料改定は市民負担等の影響を考慮すると困難な為、段階的な改定が望ましい。
- ・近隣や愛知県内の自治体とのバランス
- ・浄化槽使用者との公平性(浄化槽の維持管理費は、約50,000円/年。1か月の使用水量を25m³とした場合、下水道使用料単価166円/m³までなら下水道を使用したほうが安価)

(2) 改定時期

- ・水道料金の料金改定時期を考慮
- ・整備途中や整備完了後すぐの使用料改定は、下水道への接続に影響する可能性がある。
- ・高資本費対策の基準内繰入を活用する場合、少なくとも**R10**までに**150円/m³**とする必要がある。

(3) 改定スケジュール案

	R2.4~	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水道料金		料金改定(予定) 平均改定率18.09%						料金改定(予定) 平均改定率11.80%						
経営戦略		経営戦略計画期間(R3~R12)												
下水道 整備		市街化区域概ね整備完了												
下水道 使用料		改定検討	改定135円/m ³					改定150円/m ³		改定検討	改定165円/m ³			
下水道 基準内繰入										高資本費対策(R13まで)				

1 下水道事業の現状分析

1.19 愛知県内の受益者負担金状況一覧

市町	種別	負担金額 (円/㎡)	受益者負担金の対象 となる事業費の考え方
豊橋市	公共	350	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
	特環	140,000~ 381,000/戸	(総事業費-処理場建設費)×1/10
岡崎市	公共	80~430	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
	特環	390~430	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
一宮市	公共	81~230	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
瀬戸市	公共	600	末端管渠整備費相当額
半田市	公共	350	末端管渠整備費の一部
春日井市	公共	234~677	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)
	公共	236~580	末端管渠整備費相当額
豊川市	公共	362,000~ 447,000/戸	分担金対象事業費+対象戸数
	特環		
津島市	公共(流閲のみ)	400	末端管渠整備費の一部
碧南市	公共	350	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)
刈谷市	公共	350~400	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
	公共	330~380	末端管渠整備費の一部
豊田市	公共		
	特環	330~380	末端管渠整備費の一部
安城市	公共	350	末端管渠整備費相当額
	特環	350	末端管渠整備費相当額
西尾市	公共	330~380	末端管渠整備費の一部
	特環	380	末端管渠整備費の一部
蒲郡市	公共	250~430	末端管渠整備費相当額
	特環	410	末端管渠整備費相当額
犬山市	公共	420~530	末端管渠整備費の一定比率(比率20.2%)
常滑市	公共	350・2000	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
江南市	公共	300・400	総事業費の一定比率(比率5%) 末端管渠整備費の一部
小牧市	公共	400~500	末端管渠整備費相当額
稲沢市	公共	450~866	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
	特環	250~866	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
(旧祖父江町域)	公共	-	末端管渠整備費の一定比率(比率31%)
(旧平和町域)	公共	-	総事業費の一定比率(比率10%)
	特環	-	総事業費の一定比率(比率10%)
新城市	公共	320~380	末端管渠整備費の一定比率(比率34%)
東海市	公共	300~430	末端管渠整備費の一定比率(比率25%程度)
大府市	公共	350~380	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)

市町	種別	負担金額 (円/㎡)	受益者負担金の対象 となる事業費の考え方
知多市	公共	250,450	末端管渠整備費の一定比率(比率15%)
	特環	250	末端管渠整備費の一定比率(比率15%)
知立市	公共	350	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
高浜市	公共	350	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
岩倉市	公共	450	末端管渠整備費相当額
豊明市	公共	350~370	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
	公共	350	末端管渠整備費相当額
田原市	公共		
	特環	350+100,000円/戸	末端管渠整備費相当額に都市計画税相当額を加算
(渥美町域)	公共	300,000円/戸(市街化区域)、 400,000円/戸(市街化調整区域)	総工事費の1割相当額で定額
	公共	400 (個人専用住宅に限り 上限25万円)	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
清須市	公共	400	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)
北名古屋	公共	400	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
みよし市	公共	350~360 286,000~ 288,000円/戸	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
	公共		
あま市	公共	270	末端管渠整備費の一部
長久手町	公共	830	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)
東郷町	公共	60~350	末端管渠整備費の一定比率(比率33.3%)
大口町	公共	400	末端管渠整備費相当額
	特環	400	末端管渠整備費相当額
扶桑町	公共	400	末端管渠整備費相当額の一定比率(比率24.5%)
大治町	公共	270	総事業費の一定比率(比率5%)
蟹江町	公共	300	末端管渠整備費相当額
阿久比町	公共	350	末端管渠整備費相当額
東浦町	公共	350	末端管渠整備費の一定比率(比率16%)
武豊町	公共	350	末端管渠整備費相当額
幸田町	公共	350~400	末端管渠整備費相当額
	公共		
東栄町	公共	300,000円/戸(町内者)、 360,000円/戸(町外者)	総事業費の一定比率(比率5%)
	特環		

※特環：特定環境保全公共下水道の略。公共下水道のうち主として市街化区域以外で設置される下水道。

※平成30年度末時点

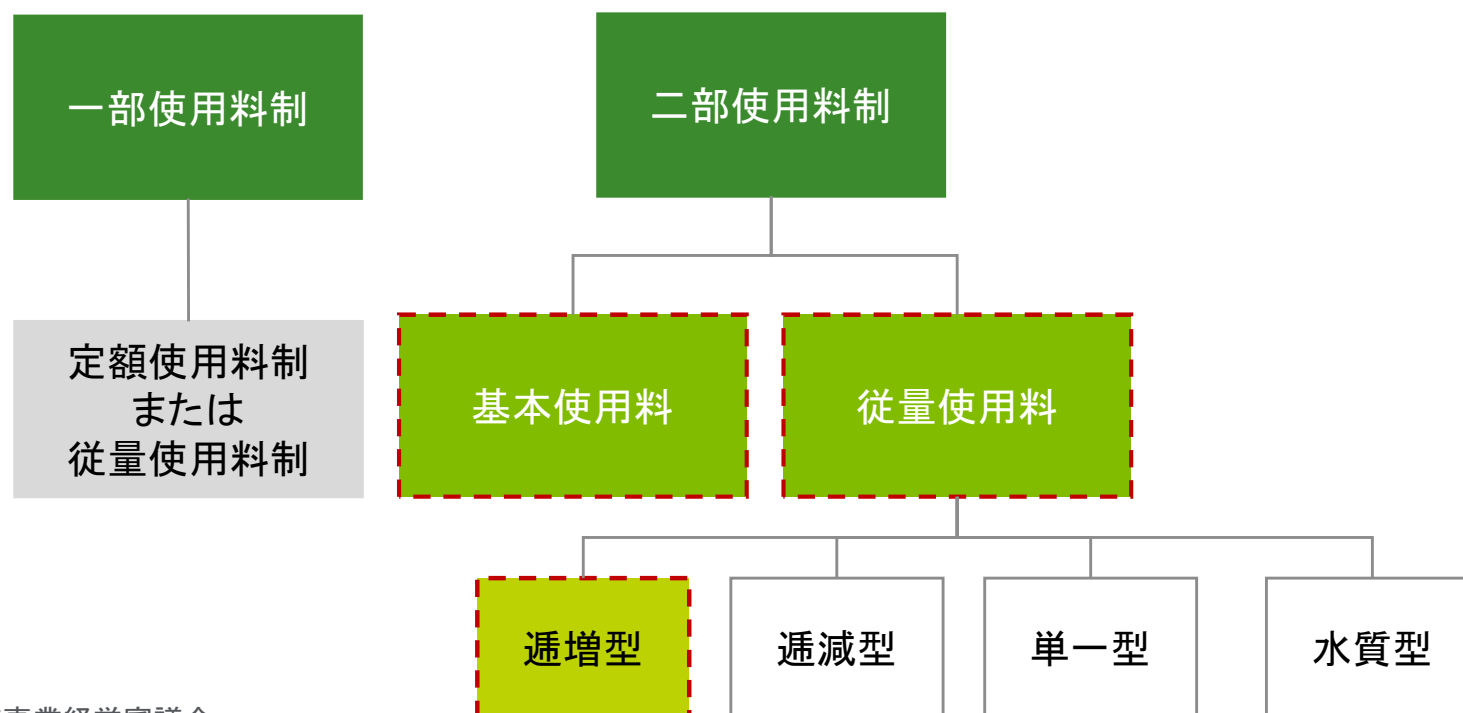
2 下水道使用料制度等の概要

2 下水道使用料制度等の概要

2.1 下水道使用料制度の概要①

下水道使用料制度は団体によって異なり、本市は二部使用料制のうち、従量使用料は逡増型を採用しています。

- 下水道使用料の構成には、定額使用料制または従量使用料制のいずれかである一部使用料制、基本使用料と従量使用料から成る二部使用料制などがありますが、下水道では二部使用料制を採用しているケースが多い状況です。
- 基本使用料は、水道とは違い口径別に区別することなく、一律の基本使用料を徴収するケースが多い状況です。
- 従量使用料については、使用水量に応じて単価が変動するもの(逡増・逡減)と単一のものがあります。



2 下水道使用料制度等の概要

2.2 下水道使用料制度の概要②

下水道の使用料制度や基本使用料と従量使用料については以下の通りです。

【使用料制度】

一部使用料制

- 定額使用料もしくは使用水量に応じて算定される従量使用料のいずれかを採用した使用料制度。

二部使用料制

- 基本使用料と従量使用料とを組み合わせた使用料制度。
- 経営の安定性の確保には、基本使用料と従量使用料の併設が有効とされています(日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方」(以下「下水道使用料算定の基本的な考え方」))
- 下水道事業の約87%が二部使用料制を採用(総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」)

【基本使用料と従量使用料】

基本使用料

- 各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される使用料。

従量使用料

- 使用水量に応じて徴収される使用料。使用水量に単価を乗じて計算。

2 下水道使用料制度等の概要

2.3 下水道使用料制度の概要③

基本水量や従量使用料については以下の通りです。

【基本水量】

- 基本使用料を採用する場合、これに基本水量を設け、その範囲内での使用に対して定額の基本使用料のみを負担させるものです。
- 公衆衛生上の観点や、日常生活の上で最低限必要なナショナルミニマムとしての排出量を考慮して設定されています。
- 基本水量制は基本水量の範囲では使用水量の多寡に係わらず使用料が定額となることから、使用水量が基本水量に満たない使用者に不公平感を抱かせる場合があります。ナショナルミニマムとしての排出量を考慮する場合でも、対象とする水量区分について使用料単価が抑制的になるよう従量使用料を設定することも有力な選択肢とされています(「下水道使用料算定の基本的な考え方」)。

【従量使用料】

従量使用料は目的に応じて様々な従量単価が設定されています。

逓増型: 使用水量が増加するに従い単価が上がる制度。下水道事業者の約73%が逓増型を採用しています。

(総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」)

逓減型: 使用水量が増加するに従い単価が下がる制度

単一型: 使用水量の多寡にかかわらず、単価を均一とした制度

水質型: 使用料対象経費の一部を、一定基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課する制度

2 下水道使用料制度等の概要

2.4 本市の下水道使用料体系(公共下水道)

本市の現行の公共下水道使用料体系は以下の通りです。

- 従量使用料単価は逡増型で、使用水量が多くなるほど単価が高くなります。
- ただし、浴場汚水は単一型です。

(1使用月につき/税込)

用途	基本使用料	従量使用料単価 (/m ³)	
一般汚水	467.5円 (5m ³ 以下)	5~10m ³	93.5円
		11~20m ³	104.5円
		21~30m ³	132.0円
		31~50m ³	159.5円
		51~100m ³	176.0円
		101~500m ³	209.0円
		501m ³ ~	236.5円
浴場汚水	4,675.0円 (100m ³ 以下)	100m ³ ~	51.7円

3 使用料改定を行う際の基本事項

3 使用料改定を行う際の基本事項

3.1 下水道使用料の算定等

下水道使用料の算定等については以下の通り定められています。

項目	内容
根拠法	下水道法第20条(使用料)
法令等の規定内容	能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること
手続き等	地方議会の議決により地方公共団体の条例で定めることが必要
その他通知等	下水道使用料算定の基本的考え方
原則	総括原価方式
具体的な算入項目	維持管理費(人件費、動力費、薬品費等) 資本費(減価償却費、支払利息等) ※控除項目(下水道使用料以外の収入等)を控除 ※資産維持費 「下水道使用料算定の基本的考え方」の見直しにより、取り扱いが明示
実態的な算定方法	事業の進捗状況に応じて適宜総括原価方式により使用料を算出 ただし、総括原価方式を採用している団体は一部に止まる。

(出所:総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」平成26年3月 125ページを参考に一部加工)

3 使用料改定を行う際の基本事項

3.2 下水道使用料の基本原則

下水道法では、使用料の徴収根拠や使用料を定めるにあたっての基本原則が示されています。

【使用料の基本原則】

下水道法第20条1項

- 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

下水道法第20条2項

- 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
 1. 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 2. 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 3. 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 4. 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

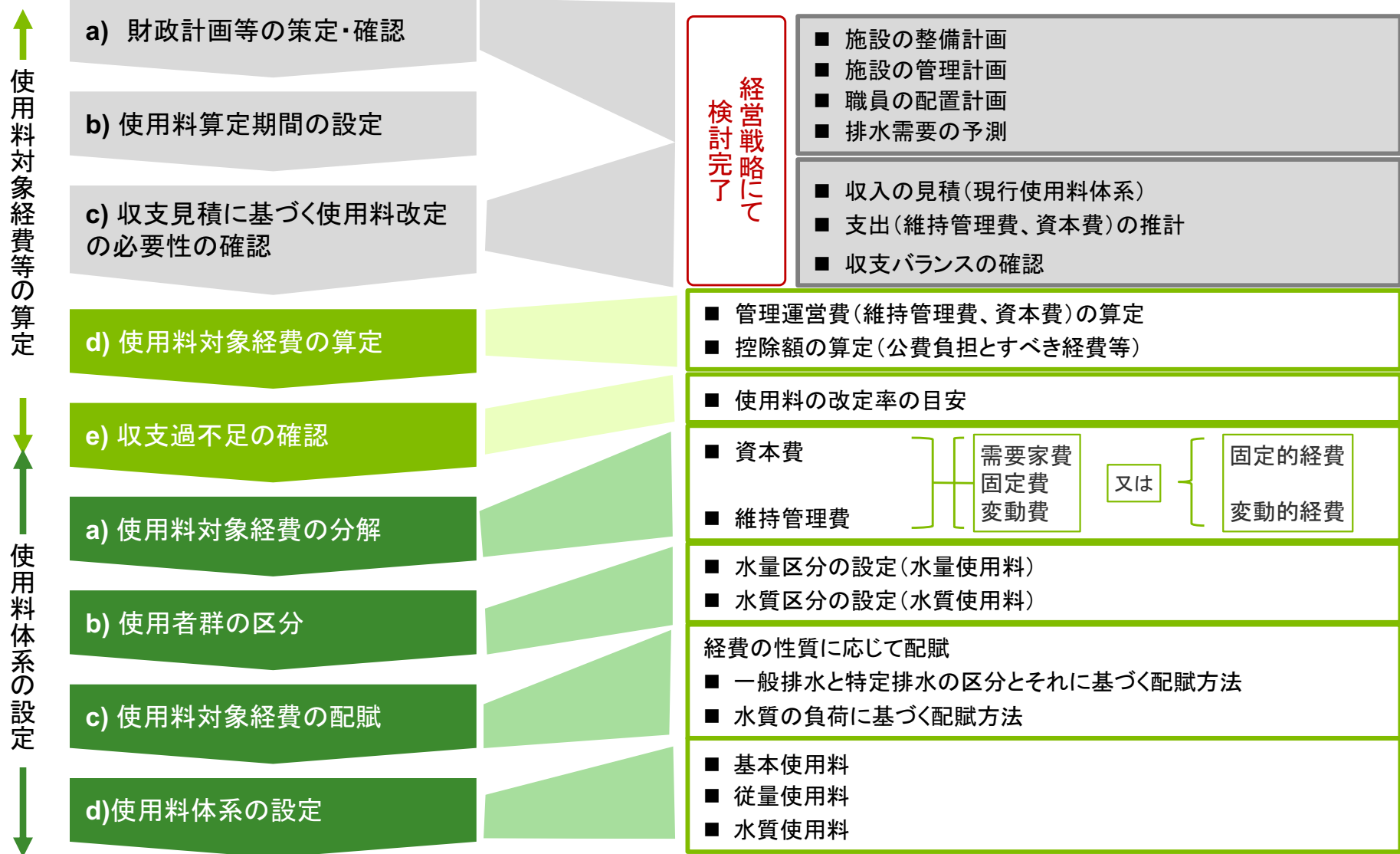


- 下水道法に示された基本原則に基づき、各自治体が使用料体系を設定
- 同基本原則の趣旨に基づいて「下水道使用料算定の基本的な考え方」で算定方法が示されています。

3 使用料改定を行う際の基本事項

3.3 下水道使用料の算定フロー

下水道使用料については、まず、使用料で賄うべき対象経費を算定して、必要な改定率を算出します。その後経費分解をして一定の方法で使用者に経費を配賦し、基本使用料と従量使用料を算出します。



(出所:「下水道使用料算定の基本的な考え方」
平成29年3月10日 3ページを参考に一部加工)

3 使用料改定を行う際の基本事項

3.4 使用料対象経費等の算定

下水道使用料改定率の考え方は以下の通りです。

【使用料改定率の考え方】

項目	内容
使用料改定率(目安) (%)	$(\text{使用料対象経費} \div \text{使用料収入}) \times 100 - 100$
使用料対象経費 (円)	「維持管理費」+「資本費」-「控除額」(汚水分のみ、雨水は公費負担のため対象外) 維持管理費: 人件費、動力費、薬品費、修繕費、流域下水道維持管理負担金、委託料等 資本費: 減価償却費、支払利息、(資産維持費※) 控除額: 基準内繰入金、関連収入(諸手数料等)、長期前受金戻入(一部)
算定期間	3~5年

※将来の更新費が新設当時より増大する場合に対応するために必要な費用。

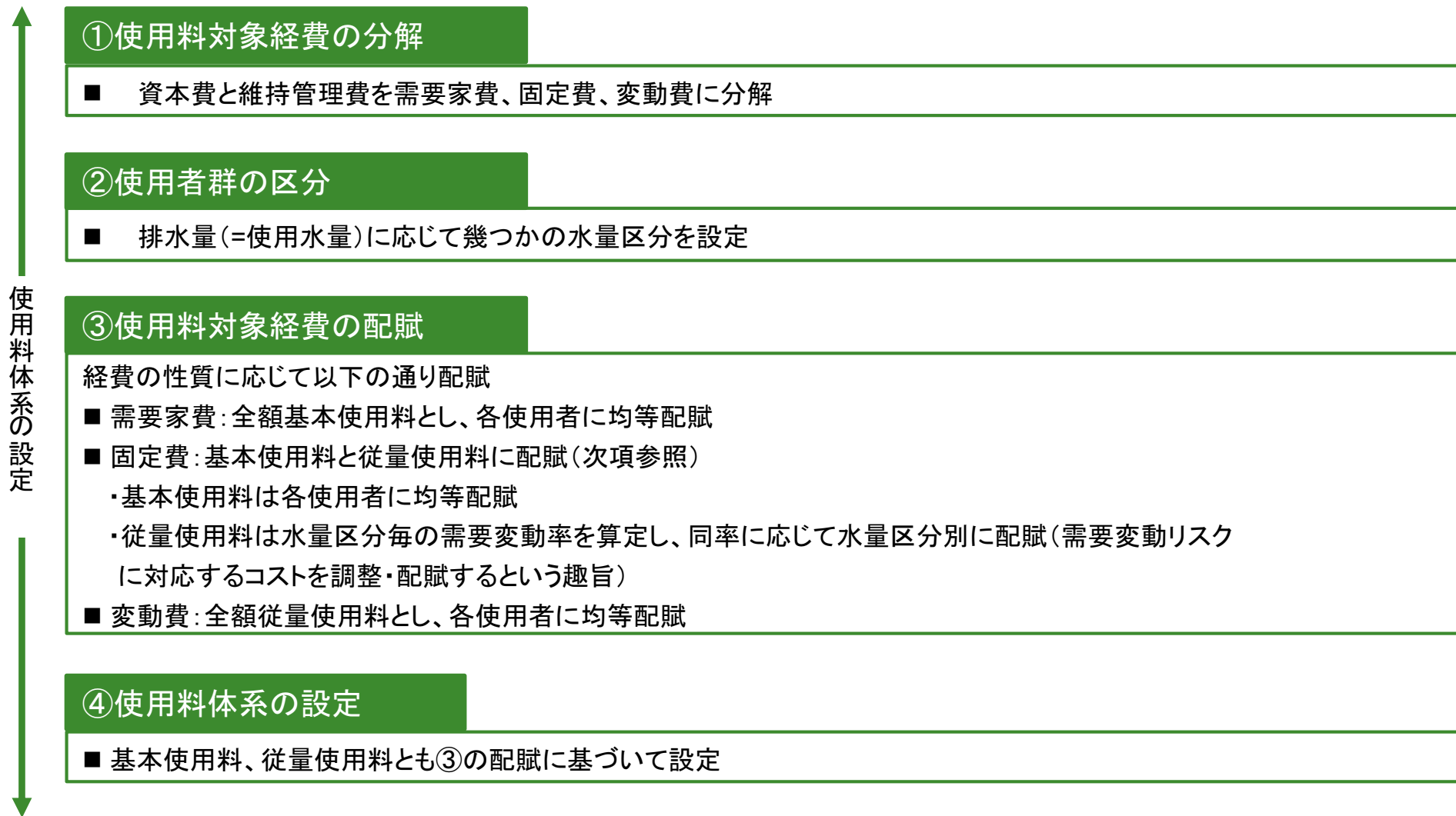
更新費が新設当時と比較して増加することが現時点では必ずしも見込まれないため、今回の算定では考慮しません。

(出所:「下水道使用料算定の基本的な考え方」より作成)

3 使用料改定を行う際の基本事項

3.5 使用料体系の設定の考え方

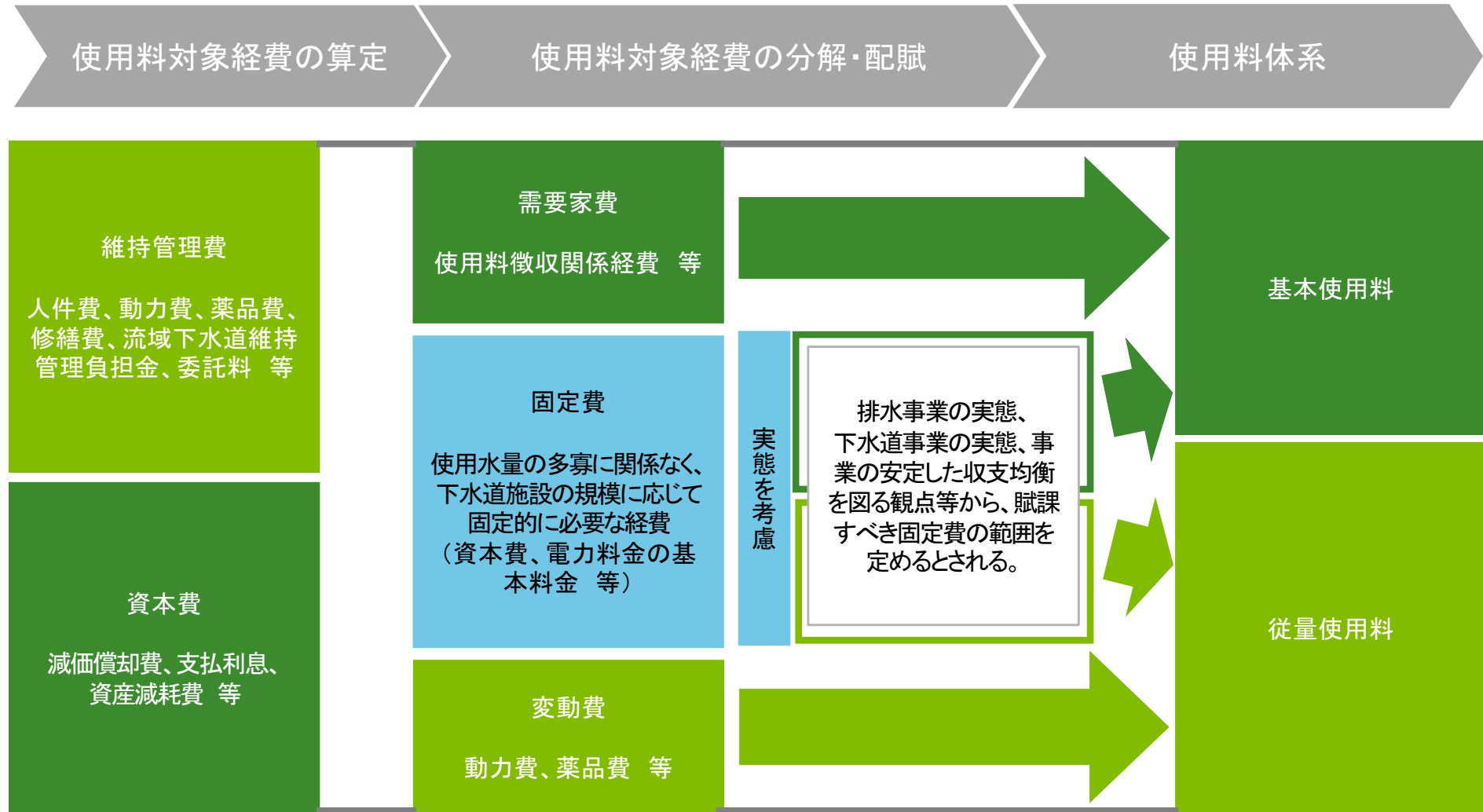
使用料体系については、「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づいて、以下の手順で基本使用料と従量使用料への配賦比率を算出し、それを基に設定することを検討します。その際、必要に応じて使用者の負担を考慮した調整を検討します。



3 使用料改定を行う際の基本事項

3.6 基本使用料と従量使用料の割合の算定方法

下水道使用料算定の基本的考え方に基づいた基本使用料と従量使用料の算出フローは以下の通りとなります。



※上記は「下水道使用料算定の基本的な考え方」の一手法を図示しています。

4 新しい下水道使用料体系の検討

4 新しい下水道使用料体系の検討

4.1 使用料体系決定の具体的な検討事項

一般に、使用料体系決定においては以下の5点が検討項目となります。

①基本使用料と従量使用料の収入割合

(1使用月につき/税込)

用途	基本使用料	従量使用料単価 (/m ³)
②基本水量 一般汚水	467.5円 (5m ³ 以下)	④水量区画 5～10m ³ 93.5円 11～20m ³ 104.5円 21～30m ³ 132.0円 31～50m ³ 159.5円 51～100m ³ 176.0円 101～500m ³ 209.0円 501m ³ ～ 236.5円 ③従量使用料の累進度 (最低従量使用料)
⑤用途別使用料の検討 浴場汚水	4,675.0円 (100m ³ 以下)	100m ³ ～ 51.7円

4 新しい下水道使用料体系の検討

4.2 使用料体系に対する基本的な考え方

使用料体系の方向性を考えるに際し、使用料収入の受取側である下水道事業者(市)と支払側である使用者(市民、企業等)の両面から検討を行っていきます。

受取側:下水道事業者(市)

(基本的な考え方)

- 下水道は現代社会に必要不可欠な社会基盤であり、今後も多額の設備投資が必要である中、適切に整備し、維持・運営していけるよう、適切な使用料のあり方を検討します。
- このため、需要に関わらず、安定した経営を行っていける使用料体系を検討していきます。



支払側:使用者(市民、企業等)

(基本的な考え方)

- 下水道事業はナショナルミニマムと位置付けられているため、使用者に過度な負担を強いないよう検討していきます。
- 少量使用者や、今後下水道への接続が期待される大口利用者など、様々な使用者の負担に配慮した使用料体系を検討していきます。